

介護・福祉の人材育成をサポート！！

舞鶴市は、国の平均以上に高齢化が進んでおり、今後、日常生活において介護を必要とする高齢者が増えることが予想されています。こうした中、介護・福祉分野で活躍する人材を育成・支援していくために、さまざまな事業を行っています。

①介護福祉士奨学金の貸し付け

【内容】 介護福祉士を養成する専門学校などの入学金および授業料（上限額 100 万円／年。最大 2 年間）。介護福祉士となり、市内の介護・福祉施設などで 3 年以上勤務した場合は返還不要

【対象】 市内の介護・福祉施設などに就職する意志がある専門学校生や高校生など

②介護福祉士資格取得講座受講料の助成

【内容】 講座受講料の全額（ただし、国家試験受験対策講座は年 1 回、上限額 10 万円）

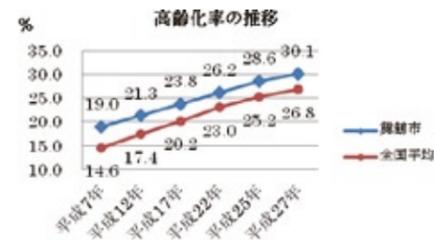
【対象】 介護福祉士を目指す市内在勤の介護職員

③ホームヘルパー養成講座受講料の助成

【内容】 受講料の 3 分の 2

【対象】 市内在住か在勤の介護職員
※いずれも平成 24 年 4 月 1 日以降の分を対象とします。②③については、講座終了確認後に助成することとなります。

▶詳しくは、高齢者支援課（☎ 66・1013）へ。



そのほか、マッチングコーディネーターを配置し、介護事業所の人材確保サポートや職員研修事業、介護・福祉職を目指す人や次世代の担い手を応援しています。

▶詳しくは、保健福祉企画課（☎ 66・1011）へ。

認知症予防プログラム「脳を鍛えるわいわい活動」参加者募集

認知症予防を目的に楽しみながら脳を鍛える生活を身に付けるグループ活動の参加者を募集します。プログラム終了後は自主活動となります。

【日時と場所】 下表のとおり

【内容】 ◆旅行…行き先について調べ、旅行を計画し実行する◆パソコン…パソコンの技術を覚えて、オリジナル記事を作る◆ウォーキング…早歩きウォーキングの習慣化への取り組みを行う

【対象】 市内在住の 60 歳以上で介護保険の要支援・介護認定を受けていない人。（パソコンコースは自分でノート型パソコンを持参できる人。初心者も可。）

【定員】 先着各 8 人

【料金】 無料（ただし、旅行の交通費など活動にかかる実費は自己負担）

【申し込み方法】 8 月 29 日（水）までに電話で。

▶詳しくは、高齢者支援課（☎ 66・1012）へ。

内容	場所	日程
旅行 + ウォーキング	中総合会館	9月5日～来年1月9日の毎週水曜日、10時～12時
	城南会館	9月5日～来年1月16日の毎週水曜日、10時～12時
	東公民館	9月7日～来年1月25日の毎週金曜日、13時30分～15時30分
パソコン + ウォーキング	南公民館	9月6日～来年1月17日の毎週木曜日、10時～12時
	西総合会館	
パソコン	加佐公民館	10月17日～来年2月27日の毎週水曜日、13時30分～15時

昨年度の旅行プログラム参加者の声

旅先の歴史を調べたり、効率よく移動する交通手段を考えたりしていると自然に頭を使います。また、疑問に思ったことを図書館やインターネットで調べたり、学生以来の経験で頭の刺激になりました。私たちのグループは「今津の座禅草（ざぜんそう）群を訪ねる旅」を実行。この旅行は目的地までバスも少なく、とても苦労しましたが、座禅草を見た時はツアーで行く旅行とは比べ物にならないほど感激しました。終了後も同じメンバーで旅行を続けています。



《プログラム体験会を開催》

8 月 20 日（月）が西総合会館、21 日（火）が東公民館。10 時～11 時 30 分。認知症予防のコツや活動の説明など。申込不要。無料。

後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ健康診査を実施

対象者には 8 月下旬に受診票を送付します。

【実施期間】 9 月 1 日（土）～ 10 月 31 日（水）（休診日を除く）

【受診場所】 市内の実施医療機関

【健診内容】 問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図、診察

【対象】 75 歳以上の後期高齢者医療制度加入者（昭和 12 年 8 月 31 日以前生まれ）か 65 歳以上で一定の障害認定を受けている人（人間ドック申込者を除く）。

【受診料】 無料

▶詳しくは、保険医療課（☎ 66・1075）へ。

介護用品の購入券を支給

市民税非課税世帯で介護保険制度の要介護認定 4 からに該当する 65 歳以上の人を在宅で介護している家族に、介護用品の購入券を給付。なお、4 月以降、世帯構成や世帯員の市民税課税状況に変更があった場合は、高齢者支援課へ連絡を。購入券は 9 月上旬に送付予定。

【支給額】 年額 40,000 円分（8 月 1 日と 2 月 1 日を基準日に 20,000 円分ずつ）

【対象用品】 紙おむつ、おむつカバー、尿取りパッド、パンツ型紙おむつ、使い捨て手袋、清拭剤の 6 品。

【申請方法】 8 月 7 日（火）～ 17 日（金）に同課へ。

▶詳しくは、高齢者支援課（☎ 66・1018）へ。



大分県・熊本県大雨災害義援金にご協力を

7 月 3 日から大雨による大分県および熊本県での被災者を支援するため、義援金を受付中。

義援金箱を市役所 1 階ロビー、西支所、加佐分室、各公民館、大浦・城南会館に設置しています。皆さんの温かいご協力をお願いします。

▶詳しくは、保健福祉企画課（日本赤十字社舞鶴市地区、☎ 66・1011）へ。

現況届の提出を

児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当

児童扶養手当など各種手当を受けている人は、受給資格や所得状況などを報告する現況届（対象者には送付）の提出が必要です。

提出がない場合には、8 月分以降の手当が受けられなくなりますので、期間内の提出をお願いします。

各種手当と提出期間などは次のとおり。
※現況届を提出せずに 2 年を経過すると資格が消失します。

《児童扶養手当》

【提出期間】 8 月 1 日（水）～ 31 日（金）

【対象者】

父母の離婚などにより父または母と生計をともにできないか、父または母の身体などに一定の障害がある家庭の児童の父または母（父母に代わって児童を養育している人を含む）

▶詳しくは、子ども支援課（☎ 66・1094、FAX 62・7957）か西支所保健福祉係（☎ 77・2253、FAX 77・1800）へ。

《特別児童扶養手当・障害児福祉手当》

【提出期間】 8 月 13 日（月）～ 9 月 10 日（月）

【対象者】

◆特別児童扶養手当…精神か身体に重度の障害がある児童を養育している父母（父母に代わって児童を養育している人を含む）

◆障害児福祉手当…精神か身体に重度の障害があり、常時、特別な在宅介護を必要とする 20 歳未満の人

▶詳しくは、子ども支援課（☎ 66・1094、FAX 62・7957）か西支所保健福祉係（☎ 77・2253、FAX 77・1800）へ。

《特別障害者手当》

【提出期間】 8 月 13 日（月）～ 9 月 10 日（月）

【対象者】

精神か身体に重度の障害があり、常時、特別な在宅介護が必要な 20 歳以上の人

▶詳しくは、障害福祉課（☎ 66・1033、FAX 62・7957）か西支所保健福祉係（☎ 77・2253、FAX 77・1800）へ。